

◎新潟県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
じゅん脳外科・内科	長岡市泉2丁目4番1号	令和8年5月31日
えぐち歯科クリニック	長岡市中島5丁目1番19号	令和8年5月31日
小千谷総合病院 岩沢診療所	小千谷市大字岩沢1003番地	令和8年5月31日
わかば薬局 袋町店	十日町市高田町1丁目212番地	令和8年5月31日
本多歯科医院	燕市白山町1丁目1番14号	令和8年5月31日
じょうえつ形成外科クリニック	上越市富岡1920番地2	令和8年5月31日
こばやし眼科医院	長岡市曲新町687-1	令和8年3月31日
吉田医院	長岡市摂田屋1-4-42	令和8年3月31日